



◆国民健康保険税の税率が改定されました

国民健康保険の財政運営が都道府県に移行したことに伴い、税率の改定を以下のとおり行いました。また、平成30年度の納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

◆基礎課税額

	(改定後)	(改定前)
○所得割	8.3%	7.8%
○均等割	26,300円	25,000円
○平等割	30,000円	27,000円

◆後期高齢者支援金等課税額

	(改定後)	(改定前)
○所得割	2.6%	2.4%
○均等割	8,100円	7,000円
○平等割	9,400円	8,000円

◆介護納付金課税額

	(改定後)	(改定前)
○所得割	2.3%	2.2%
○均等割	9,100円	8,500円
○平等割	7,200円	6,400円

※7月号で詳しい内容をお知らせします。



◆国民健康保険税の課税額の上限の改定および低所得者に係る軽減の拡充が行われました

○地方税法施行令の改正により、国保税の課税額の上限が改定され、平成30年度の国保税から適用されます。その内容は以下のとおりです。

基礎課税額の上限 1世帯あたり 58万円(改定前 54万円)

※後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額の上限額に変更はありません。

○低所得者の国保税の軽減措置の対象を拡充するため、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げが行われ、判定基準は以下のとおりとなりました。

5割軽減判定基準額

基礎控除額(33万円)+27.5万円(改定前:27万円)×被保険者数(※)

2割軽減判定基準額

基礎控除額(33万円)+50万円(改定前:49万円)×被保険者数(※)

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者も含まれます。

■問い合わせ／国民健康保険制度について 市民課国保係 ☎880-6555
国民健康保険税について 税務課市民税係 ☎880-6554

高額療養費の多数回該当が 県単位で通算されます

高額療養費制度とは、1か月の医療費が高額になった場合、世帯における国保加入者の所得合計に応じて、医療費が自己負担限度額までで済む制度です。

この高額療養費の自己負担限度額は、過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合、自己負担限度額が下がります。

これまでは、他の市町村に転居した場合、高額療養費の該当回数は通算されませんでした。平成30年4月から高知県内の市町村に転居した場合、世帯の継続性(家計の同一性・世帯の連続性)が保たれていると、高額療養費の該当回数が通算されるようになりました。(例1)ただし、平成30年3月以前の診療分は通算の対象にはなりません。(例2)

例1

同一都道府県内の住所異動						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
新制度施行前	1回目	2回目	1回目	2回目	3回目	4回目
			↑ 数え直し			↑ ここから該当
新制度施行後	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
			↑ 通算	↑ ここから該当		

例2

同一都道府県内の住所異動						
	2月	3月	4月	5月	6月	7月
高額療養費	該当	該当	該当	該当	該当	該当
住所異動前	1回目	2回目	3回目	4回目		
住所異動後			1回目	2回目	3回目	4回目
	↑ 平成30年3月以前の診療分は 通算の対象にはなりません。					